



**R&Aルールズリミテッド**  
**人工の機器と異常な携帯品についての裁定手続き**

## 1. 総則

- 1.1. ありふれた、あるいは裁定が容易な人工の機器と異常な携帯品に関する提出物をゴルフ規則の規則14-3（以下「規則」）に基づきできるだけ効率的に取り扱うために、こうした提出物は、第一審として、ゴルフ規則本委員会の小委員会（以下「小委員会」）によって審査されるものとする。
- 1.2. 小委員会はゴルフ規則委員会の委員長、規則・エキップメントスタンダードのディレクター、エキップメントスタンダードのアシスタントディレクターからなり、全会一致の合意に達した上記の最低2名によって裁定を行うこととする。

## 2. 提出物の受領と小委員会による初期の審査

- 2.1. 規則14-3に関する提出物を受領したら、小委員会は、その見解において、下記のこととを決定するためにサンプルと添付書類を審査することとする。
  - 2.1.1. そのアイテムの使用が規則に適合しているかどうか
  - 2.1.2. そのアイテムの使用が規則に適合していないかどうか
- 2.2. 小委員会は規則14-3に関する提出を行なった者（以下「申請者」）に、小委員会が申請者の規則14-3に関する提出物を受領してから42日以内に、裁定とその理由を文書で通知することとする。申請者はこの際に、小委員会の手紙の日付から14日以内に、提出物がゴルフ規則本委員会によって審査されることを文書で要請する権利を有していることも通知されることとする。
- 2.3. 小委員会の誰かしらのメンバーによって要請され、上記2.1項により裁定が行われる前である場合には、小委員会はその案件をゴルフ規則本委員会に委託することとする。申請者にはゴルフ規則本委員会がその申請者の規則14-3に関する提出物を審査すること、およびそのための妥当な时限が文書で通知されることとする。
- 2.4. ゴルフ規則本委員会による提出物の審査がなされるまでの間、小委員会によって行なわれた裁定は有効のままでする。

## 3. ゴルフ規則本委員会による審査

- 3.1. 2.2項により提出物をゴルフ規則本委員会（以下「委員会」）で審査するようにとの要請を申請者から文書で受領したら、あるいは2.3項の運用により委員会による審査が行なわれることになった場合、小委員会はそのアイテムとすべての文書による提出物を可及的速やかに委員会に渡すこととする。

- 3.2. 委員会はそのアイテムと申請者からの文書での提出物を審査することとし、委員会の援助となるかもしれないさらなる情報を、委員会の手紙の日付から**14**日以内に提供することを要請する手紙を申請者に出すことができる。
- 3.3. 申請者からさらなる情報を受領した後、あるいは委員会がこの案件を確定するために十分な情報を有していると考えた場合、委員会は：

  - 3.3.1. そのアイテムの使用が規則に適合していると決定できる。
  - 3.3.2. そのアイテムの使用が規則に適合していないと決定できる。
- 3.4. 委員会は通常年4回開催される。上記**2.2**項によりその案件を委員会で審査することを求める申請者からの手紙を受領した場合、あるいは上記**2.3**により提出物が委員会に直接送られる場合、その案件は、実際的である場合には、次回開催される委員会に割り当てられる。**2.2**項あるいは**2.3**項のどちらによるものであるかに問わらず、次回の委員会の会議の少なくとも1ヶ月前に案件が委員会まで至る場合、その次回の会議でその案件について審査することは通常実際的である。それ以外の場合、さらなる情報を収集し、その情報を考察することを考慮に入れるために、その案件は次々回開催の委員会で審査される必要が生じることがある。
- 3.5. 委員会がその案件について審査した後、委員会は裁定とその理由を、その案件が審査された会議の日付から**42**日以内に、文書で申請者に通知することとする。申請者はこの時点で、R&A上訴手続きにしたがって委員会の裁定を上訴委員会に上訴する権利があることも通知されることとする。
- 3.6. 委員会の裁定への上訴が上訴委員会によって審議されるまでの間、委員会によって行なわれた裁定は有効のままとする。

#### **4. 上訴の理由**

- 4.1. 委員会の裁定への上訴は、委員会の裁定書の日付から**42**日以内に、申請者によって上訴委員会へ行なうことができる。
- 4.2. 上訴は以下の理由が1つ以上ある場合にだけ行なうことができる。

  - 4.2.1. 委員会の裁定が規則の誤用によるものであった。
  - 4.2.2. 委員会の裁定がそれ以前の事実によって裏付けされてなかつた。
  - 4.2.3. 委員会の裁定に手続き的な重大な不備があった。
- 4.3 どのような上訴もR&A上訴手続きにしたがって行なわれることとする。